

何谓行政书士诉讼外纠纷解决中心东京？
行政書士ADRセンター東京とは？

行政书士诉讼外纠纷解决(ADR)中心东京是个基于《关于促进利用诉讼外纠纷解决程序的法律(ADR法)》的规定，取得了法务大臣认证（认证号码第30号）的民间调解机构。

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得した、調停機関です。

何谓诉讼外纠纷解决方式(ADR)？
ADRとは？

诉讼外纠纷解决方式(“Alternative Dispute Resolution”，简称“ADR”)是除了诉讼以外解决纠纷的一种解决途径。即以中立公正的第三方的参与来寻求纠纷解决方案的程序，具体来说，包括“仲裁”和“调解”等方式。

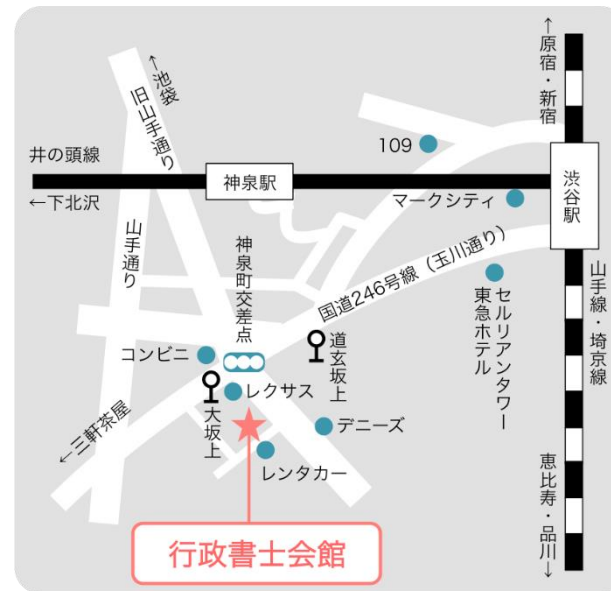
行政书士诉讼外纠纷解决(ADR)中心东京的“调解”特色是：中立公正的调解人站在双方当事人中间，充分听取双方的陈述后，一起考虑双方都能接受的方案，支持解决纠纷。

ADR (Alternative Dispute Resolutionの略)とは、裁判外紛争解決手続のことです。中立公正な第三者が関与して紛争の解決を図る手続のことです。具体的には、「仲裁」や「調停」などがこれにあたります。行政書士ADRセンター東京の「調停」では、中立で公正な調停人が当事者の間に入り双方の言い分を十分に聞いた上で、お互いに納得できる解決策を一緒に考え、トラブル解決のサポートにあたります。

行政书士诉讼外纠纷解决中心东京

ぎょうせいしよし せんたー とうきょう
行政書士ADRセンター東京
<http://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>
〒153-0042

東京都目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館内



我们在星期二、四、六
10:00至16:00接电话。

03-5489-7441

まずは、お気軽にお電話ください。

うけつけじかん か もく どのび
受付時間 火・木・土曜日 10:00～16:00

如果居住在日本的外国
朋友对于纠纷问题需要
帮助，
请您随时跟我们联系



がいくじん かた こま
外国人の方がお困りなら

きがる でんわ
お気軽にお電話ください

行政書士ADRセンター東京

03-5489-7441

各位外国朋友，如果您有这种纠纷的烦恼，不妨考虑用调解来解决。

がいこくじん かた とらぶる こま ちょうてい かいけつ ほうほう
 外国人の方がこんなトラブルでお困りなら、調停で解決するという方法があります。

在工作岗位受到歧视…

しよくば さべつ
 職場で差別をされている…



请您随时跟我们联系
03-5489-7441
 星期二、四、六 10:00至16:00

对工作岗位的待遇有所不满…

しよくば たいぐう ふまん
 職場の待遇に不満がある…

在学校受到欺负…

がっこう
 学校でいじめられている…

对学校的做法有所不满…

がっこう たいぐう ふまん
 学校の待遇に不満がある…

遇到了自行车事故…

じてんしゃじこ あ
 自転車事故に遭った…



为宠物纠纷而烦恼…

べつととらぶる こま
 ペットトラブルで困っている…



为租赁公寓纠纷而烦恼…

ちんたいじゅうらくとらぶる こま
 賃貸住宅トラブルで困っている…



○ 调解所需费用

ちょうてい ひよう
 調停にかかる費用

	金額 きんがく 金額	付款期限 しはらいじき 支払時期
申请手续费 もうしこみですりよう 申込手数料	¥3,600 (日元)	申请时 もうしこみじ 申込時
第1次调解日期手续费 だい1かいきじつですりよう 第1回期日手数料	¥3,600 (日元)	
第2次以后调解日期手续费 だい2かいめいこうきじつですりよう 第2回目以降期日手数料	¥3,600 (日元)	开始调解日期之前 きじつかいしまえ 期日開始前

如果各位外国朋友有这样的烦恼，请您给“行政书士诉讼外纠纷解决(ADR)中心东京”打电话！ **03-5489-7441** 星期二・四・六 10:00~16:00